

死亡届を提出した後の手続き

《喪主

様》

ご親族様がお亡くなりになったときには、役場での手続きが必要です。
必要書類への記入並びに手帳・証書の返還等の手続きをお願いします。

手続きが必要な場合	手続き	必要なもの
印鑑登録をしていた	・印鑑登録証の返還	☐ 印鑑登録証(たんなんカード) ☐ 住民基本台帳カード
重度障がい者(児)医療費受給者 ひとり親家庭等医療費受給者 であった	・受給者証の返還 ・受給内容変更届	☐ 医療費受給者証 ☐ 相続人の通帳
介護保険被保険者であった	・被保険者証の返還 ・保険料、高額療養費等の 手続き	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人の通帳
身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 を持っていた	・手帳の返還	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神保健福祉手帳
固定資産納税義務者だった	・相続人代表者指定届	☐ 相続人の印鑑
国民健康保険に加入していた ※全国健康保険協会(協会けんぽ)・企業の健康 保険組合などに加入していた方は、資格確認 書または資格情報のお知らせに記載してある 保険者へお問い合わせください。	・資格確認書または資格情報の お知らせの返還 ・葬祭費の請求 (喪主の方に葬祭費が支給 されます)	☐ 死亡者の国民健康保険資格確認書または 資格情報のお知らせ ☐ 死亡者が世帯主の場合、被保険者全員の 資格確認書 (資格情報のお知らせは回収しません。) ☐ 喪主の方の印鑑 ☐ 喪主の方の通帳
後期高齢者医療保険に加入していた (75歳以上の方)	・資格確認書または資格情報の お知らせの返還 ・葬祭費の請求 (喪主の方に葬祭費が支給 されます)	☐ 死亡者の後期高齢者資格確認書または 資格情報のお知らせ ☐ 喪主の方の印鑑 ☐ 喪主の方の通帳 ☐ 次のいずれか一点 ①会葬礼状 ②新聞掲載おくやみの切り抜き ③領収書(喪主の名前が入ったもの)
国民年金に加入していた	・死亡一時金、寡婦年金 遺族基礎年金の手続き	☐ 年金手帳
国民年金、厚生年金を受給していた ※共済年金・企業年金などに入っていた方は、 年金証書に記載されている連絡先へお問い 合わせください。 ※遺族年金に該当する場合は、武生年金事 務所での手続きになります。	・未支給年金の請求 ・遺族年金の請求	☐ 死亡者、配偶者の年金証書 ☐ 請求者の通帳 ☐ 死亡診断書の写し ☐ 請求者の印鑑(第3者行為がある場合のみ必要) ☐ 請求者の本人確認書類(免許証等) ☐ 請求者のマイナンバーがわかる書類 ☐ 生計同一証明書(死亡者と請求者が同一 世帯でない場合) ※役場の窓口で発行するもの(有料) ☐ 死亡者と請求者の関係がわかる 戸籍謄本等※一部の方は省略可 ☐ 【添付省略可】請求者の世帯全員の住民票 ☐ 【添付省略可】死亡者の住民票除票
税金・上下水道使用料・介護保険料・後期保険料 を口座振替により納付していた	・振替口座の変更	☐ 相続人の通帳 ☐ 相続人の通帳の印鑑
上下水道を使用していた	・使用者、所有者の変更 ・休止、廃止届 ・独居高齢者世帯の減免解除	☐ 相続人の印鑑
バイク(125CC以下)、コンバイン、 トラクター等を所有していた	・使用者、所有者の変更 ・廃車届	☐ 相続人の印鑑 ☐ ナンバープレート(廃車の場合) ※軽自動車の手続きは購入店へ

以下のことについてもご確認ください

恩給を受給している方	・証書の返還など	※詳しくは下記にお問合せください。 [総務省恩給局 03-5273-1400]
相続等により不動産(土地・建物)の権利を 取得した方	・相続登記の申請	※詳しくは下記にお問合せください。 [福井地方法務局武生支局 22-0194]
相続等により農地や山林の権利を取得 し、登記が完了した方	・農地法または森林法に よる届出	☐ 登記完了証 ※詳しくは下記にお問合せください。 [農業委員会 47-8001]
福井ケーブルテレビを使用していた	・契約者の変更 ・振替口座の変更 ・休止、廃止届 等	※詳しくは下記にお問合せください。 [0120-05-5710]

亡くなった方のマイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書は、死亡後の手続き時には回収しません。

相続等の手続きに、マイナンバーの記載が必要になる場合があるため、所要の手続きが終わった後に役場に返却してください。

※亡くなった方のマイナンバーカードの再発行やマイナンバー入りの住民票を発行することはできません。